

市税に係る減免措置調査票

		所属名	契約管財局
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ 固定資産税 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	本市が取得した固定資産	
	(該当条例等)	条例 第 71 条 第 1 項 第 8 号 規則	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 公共事業の促進(移転の促進) (2) 支援の必要性(理由) 大阪市内の民間の不動産売買においては、買主は目的物の引き渡し後の固定資産税相当額を負担することが慣習的に行われている。本市が負担(財政支援)を行わないとすれば、用地買収についての理解を得られず、公共事業の促進に支障が生じるので、公共事業による土地の取得を円滑に進めるため、固定資産税の減免制度は必要である。 なお、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市においても同様の減免制度がある。	
③ ②で財政支援の必要性があったとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		有 ・ 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		固定資産税については本市が賦課しているため、財政支援の方法として減免が必要である。	

⑤ 本市取得後の固定資産税について
は、本市が負担する必要があるのか？

・固定資産税を本市が負担する根拠(法律等)
本市が負担する根拠としては、大阪市内の不動産取引において、商慣習上、固定資産税は買主が売主の当該年の固定資産税を所有期間に応じて負担することが一般的に行われている。

・市予算を計上して補償費に上積みできない理由
補償の対象となる損失は、土地等の取得と損失の発生との間に因果関係が認められるもののうち、通常の事情の下において客観的に受けるべきものと認められるものをいうが、固定資産税は1月1日現在の土地・建物の所有者に対して課税されるものであり、公共用地取得に伴って発生する損失ではないので、補償できない。

・財政支援しなければならない理由
公共事業による土地の取得を円滑に進めるため、国税においては、租税特別措置法第33条の4の「収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除」及び第65条の2「収用換地等の場合の所得の特別控除」、府税においては、大阪府税条例第42条の15の2「被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等」といった税制の特例がある。本市においても、公共事業を円滑に進める施策として、固定資産税の減免制度は必要である。